

社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会 災害ボランティア事前登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、災害発生時に迅速かつ効果的に被災者支援活動を行えるように、自発的に救援活動を希望するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）を事前に登録（以下、「事前登録」という。）し、平常時より相互の連携を図ることを目的とする。

(事前登録実施機関)

第2条 災害ボランティアの登録は、本会において行う。

(事前登録要件)

第3条 本会に災害ボランティアとして事前登録できる者は、次のとおりとする。

- 2 災害ボランティア活動に理解と熱意があり、自発的な意思で活動を希望する個人、並びにそれらの者で構成される団体とする。
- 3 事前登録できる年齢は、登録しようとする日において18歳以上である者とする。

(登録方法)

第4条 事前登録を希望する個人、並びに団体は、「災害ボランティア事前登録申込書（様式1-1または1-2）」（以下、「申込書」という。）に必要事項を記入の上、本会へ提出する。

- 2 申込書を本会が受け付けた日を登録日とする。

(登録の期間及び更新)

第5条 前条の規定により登録された者（以下、「登録者」という。）の登録期間は登録日の年度の末日までとする。

- 2 登録者が登録の更新を希望する場合は、登録期間内に「事前登録情報・変更届（様式2-1または2-2）」を本会へ提出し、更新の手続きを行うものとする。

(登録の変更)

第6条 登録者は登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会へ「事前登録情報更新・変更届（様式2-1または2-2）」を提出するものとする。

(登録の抹消)

第7条 本会は次のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者が「災害ボランティア登録辞退届（様式3）」を本会に提出したとき。
- (2) 登録者が登録の更新を行わず、登録期間が過ぎたとき。

(3) 登録者が公序良俗に反する行為やボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、本会が登録者として不適格と認めるとき。

(要請)

第8条 本会が災害の規模を問わず、原則として大牟田市内での災害発生時に災害ボランティアの活動が必要と判断した際に登録者に支援要請を行う。

(情報提供)

第9条 本会は、登録者に対し、必要な情報提供、研修会ならびに災害時対応訓練等への参加案内を行う。

(ボランティア活動保険の加入)

第10条 登録者が災害ボランティア活動を行う場合は、活動中の事故に備え、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入するものとし、その費用は、登録者自身が負担するものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提出し、または連絡調整に利用することができる。

2 正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た個人情報は漏らすことのないよう、必要な措置を講じ、活動終了後においてもその業務は継続する。

(補償)

第12条 登録者が災害ボランティア活動時に被った事故等による補償は第10条のボランティア活動保険の適用範囲で対応するものとする。

2 本会は、登録者または第三者が災害ボランティア活動時に被った事故及び補償等については、その責めは負わないものとする。

(その他)

第13条 災害発生時及び発生後のボランティア登録についても、この要綱に準じる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和4年12月28日から施行する。